

町 民 各 位

一宮町長 玉川 孫一郎

## 国民健康保険税のお知らせ

### ◇世帯平等割額の減額及び廃止・限度額の改正◇

一宮町国民健康保険事業特別会計の5月末における決算見込の状況は、医療費については微増の傾向にありますが、急激な伸びも無く当初の見込みより低い水準で推移したことに加え、国・県からの交付金等の増額もあり1億600万円の繰越金が生じたので、平成23年度の国民健康保険税を見直し、一部改正を行いました。

昨年度に、資産割を廃止しましたが、長引く景気の低迷により住民の生活は厳しいものとなっています。さらに全世帯の約46%を占める単身世帯の方や所得の低い方の負担を軽減するため、基礎課税額医療分の世帯平等割額を減額し、後期高齢者支援金と介護納付金の世帯平等割額を廃止します。

また、地方税法等の一部改正により限度額を上げるものです。

今回の税改正による減額分については、前年度繰越金と財政調整基金より繰入れをし、一世帯あたり平均1万8千円引下げる改正となりましたのでお知らせします。

		平成22年度(改正前)		平成23年度(改正後)	
国 民 健 康 保 険 税	基礎課税額医療分 (0歳～74歳)	所得割額	7.0%	⇒	7.0%
		均等(人数)割額	19,500円		19,500円
		世帯平等割額	24,200円	⇒	20,000円
		限度額	500,000円	⇒	510,000円
	後期高齢者支援金 (0歳～74歳)	所得割額	2.7%		2.7%
		均等(人数)割額	9,000円		9,000円
		世帯平等割額	8,000円	⇒	廃止
		限度額	130,000円	⇒	140,000円
	介護納付金 (40歳～64歳)	所得割額	1.7%		1.7%
		均等(人数)割額	7,300円		7,300円
		世帯平等割額	5,500円	⇒	廃止
		限度額	100,000円	⇒	120,000円

	22年度		23年度改正後	前年度との差	前年対比
1世帯当たり	181,095円	⇒	162,486円	18,609円減	11%減

問い合わせ先 住民課 保険年金グループ ☎42-1423